

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の  
汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請&事業の手引き

(地質・水質検査編)

木更津市環境部

まち美化推進課

平成27年4月

— 目 次 —

1 事前協議時	2
2 許可申請時	3
3 事業実施中	4
4 事業廃止、完了、終了時	5
5 事業中止時	5
(参考) 試料採取について	6

## 地質・水質検査の手引き

### 1 事前協議時（500～3,000m<sup>2</sup>未満の特定事業は省略可能です。）

#### (1) 3,000m<sup>2</sup>以上の特定事業（一時たい積特定事業を除く）

##### (地質)

- ・計画書に「特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とする土砂等を採取する地点の位置図（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図）」を添付して下さい。（条例第11条第1項第10号、規則第6条第2項第6号）

##### (水質)

- ・計画書に「特定事業場の区域以外への排水の水質検査を行うために必要な措置」を記載して下さい。（条例第11条1項8号）

#### (2) 3,000m<sup>2</sup>以上の一時たい積特定事業

##### (地質)

- ・計画書に「特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造）」を記載して下さい。（条例第11条第2項第2号）
- ・計画書に「特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とする土砂等を採取する地点の位置図（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図）」を添付して下さい。（条例第11条第2項第8号、規則第6条第4項第1号）

##### (水質)

- ・計画書に「特定事業場の区域以外への排水の水質検査のために設置する施設の構造」を記載して下さい。（条例第11条第2項第6号）

## 2 許可申請時

### (地質)

- ・申請書に「表土の地質検査の試料採取地点の位置図」、「現場写真」、「採取調書」、「地質分析結果証明書」を添付して下さい。(条例第12条第1項第4号、規則第7条第2項第8号)
- ・「採取調書」及び「地質分析結果証明書」については、特定事業区域の面積に応じて次のとおりに等分し、区分ごとに汚染の状況を的確に把握することが出来ると認められる場所で試料を採取し、分析する必要があります。

特定事業区域の面積が3,000㎡未満	1以上
3,000㎡以上1ha未満	2以上
1ha増えるごとに10haまで	+1以上
10ha以上	12

- ・採取した試料を、安全基準で定められた項目について分析を行って下さい。(条例第12条第1項第4号、規則第7条第10項第1～3号：一時たい積特定事業の場合は条例第12条第2項第2号、規則第7条第5項第3号)
- ・ただし、一時たい積特定事業で、特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、上の添付書類に換えて、その構造図とします。また、その際には表土の分析は不要です。(条例第12条第2項第2号、規則第7条第5項第2号)

### (水質)

- ・申請書に「特定事業場の区域以外への排水の水質検査を行うために必要な措置」を記載して下さい。(条例第12条第1項第9号)
- ・ただし、一時たい積特定事業の場合はそれに換えて「区域外への排水の水質検査のために設置する施設の構造」を記載して下さい。(条例第12条第2項第5号)

### 3 事業実施中

#### (地質)

- ・事業に着手した日から3月ごとに、職員立会いの上、次のとおり実施します。
  - ①特定事業区域を3,000m<sup>2</sup>以内の区域に等分します。
  - ②等分した区域ごとに、区域の中央及び中央を交点とした直行線上の5～10mの4地点、あわせて5地点で試料採取し、等量混合した試料を1試料とします。
  - ③それぞれの試料を安全基準で定めた項目について分析して下さい。  
(条例第20条第1項、規則第16条第1項第1～4号)
- ・検査結果は、1月以内に報告して下さい。(条例第20条第1項、規則第18条第1項)
- ・報告は特定事業地質等検査報告書(第35号様式)に「検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真」、「採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書」(第16号及び第17号様式)及び「採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定(濃度)結果証明書(別記第36号様式。環境計量士の発行したものに限る。)」を添付して行って下さい。(条例第20条第1項、規則第18条)
- ・検査結果が安全基準に適合していなかった場合には、確認した日から起算して7日以内に市長に報告して下さい。(条例第20条第2項、規則第18条第3項)
- ・一時的に積特定事業で、土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができます。(規則第16条第3項)

#### (水質)

- ・着手日から3月ごとに職員立会いの上試料採取、水質検査を行って下さい。(条例第20条第1項、規則第17条第1項、第2項)
- ・水質検査の項目は、排水汚染状況測定(濃度)結果証明書(第36号様式)に記載されたとおりです。
- ・検査結果の報告は、地質検査の場合と同様です。

## 4 事業廃止、完了、終了時

### (地質)

- ・ 市長が定めた期日に、職員立会の上、次のとおり実施します。
  - ① 特定事業区域を 3, 0 0 0 m<sup>2</sup> 以内の区域に等分します。
  - ② 等分した区域ごとに、区域の中央及び中央を交点とした直行線上の 5 ~ 1 0 m の 4 地点、あわせて 5 地点で試料採取し、等量混合した試料を 1 試料とします。
  - ③ それぞれの試料を安全基準で定めた項目について分析して下さい。さらに、土砂等の埋立て等の最大高さが 1 0 m 以上の特定事業（一時たい積特定事業は除く）については、以下の検査も必要となります。
  - ④ 特定事業区域を 1 0, 0 0 0 m<sup>2</sup> 以内の区域に等分します。
  - ⑤ 土砂等の採取は、④で区分された区域ごとに、市長の指定する地点において、垂線をおろした当該特定事業施工前における表土上端の地点（本号において「表土地点」という。）から指定地点までの区間において、表土地点を含め、当該表土地点から 5 m ごとの土壌について行います。
  - ⑥ ⑤により採取した土砂等は、それぞれの採取地点ごとに 1 試料とします。
  - ⑦ それぞれの試料について、安全基準で定めた項目ごとに、分析して下さい。

(条例第 2 3 条第 1 項、第 2 4 条第 1 項、第 2 5 条第 1 項、①から③は規則第 1 6 条第 1 項第 1 ~ 4 号、④から⑦は規則第 1 6 条第 2 項第 1 ~ 4 号)

- ・ 検査結果は、検査期日から 1 月以内に報告して下さい。(規則第 1 8 条第 1 項)
- ・ 完了届（条例第 2 4 条第 1 項）のうち、表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る届出にあつては、地質検査は省略することができます。(規則第 1 6 条第 4 項)

### (水質)

- ・ 市長が定めた期日に、職員立会の上、実施します。
- ・ 検査の方法等は、事業実施中と同様です。

## 5 事業中止時

- ・一時たい積特定事業の場合を除き、事業実施中と同様の水質検査が必要となります。

## 6 試料採取について（参考）

### \*地質検査の際の試料採取について

- (1) 許可申請時は、事業実施前の表土の状況を把握することが目的であることから、土壤汚染対策法の施行について（平成15年2月4日付環水土20号）第三 土壤汚染状況調査(六) 土壤汚染状況調査の方法⑥ 土壤ガス調査、土壤溶出量調査及び土壤含有量調査の具体的な方法(ロ) 土壤溶出量調査及び土壤含有量調査に示されているとおり、表層(地表から5cm)の土壤と、5～50cmまでの深さの土壤を採取し、二種類の深さの土壤の量が均等になるように混合し、土壤溶出量又は土壤含有量を測定することとする。ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアルを参照し、原則として表層5cmとする。
- (2) 事業実施中は、搬入した土砂等が汚染されていないことを確認することが目的であることから、可能であれば前回検査時の表土を底とした全層を対象とする。
- (3) 廃止、中止、完了、終了時は、外部への汚染の流出のおそれがないことを確認することが目的であることから、事業実施中の調査に加え、事業による土砂等の全層を5mごとに検査する。

### \*水質検査の際の試料採取について

- (1) 水質検査は事業実施中、廃止、中止、完了及び終了の際に必要となる。
- (2) 申請書に記載された「区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置」（一時たい積特定事業3,000m<sup>2</sup>以上の場合は「区域外への排水の水質検査のために設置する施設の構造」）を参考に、特定事業場の区域以外への排水を採水できる地点で行うが、区域外への排水がない場合は、別途立入検査時に指示する。

木更津市環境部  
まち美化推進課 まち美化担当  
〒292-0838  
木更津市潮浜3-1  
クリーンセンター内  
電話 0438-36-1133